

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 新居田 弘文

- 1 日時
平成 21 年 10 月 7 日（水曜日）
午前 10 時 4 分開会、午後 0 時 11 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、佐々木博委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、佐々木大和委員、平沼健委員、田村誠委員、工藤勝博委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
大森担当書記、菅野担当書記、小友併任書記、山本併任書記、伊藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
瀬川農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、宮理事心得、
佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、
佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、松岡競馬改革推進室長、
高橋農林水産企画室企画課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査課長、
浅沼流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策課長、
高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、
工藤農産園芸課水田農業課長、徳山畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、
堀江林業振興課総括課長、竹田森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、
佐賀森林保全課総括課長、寺島水産振興課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、
浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案
ア 議案第 1 号 平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）
イ 議案第 3 号 平成 21 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
ウ 議案第 4 号 平成 21 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）

- エ 議案第 5 号 平成 21 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- オ 議案第 6 号 平成 21 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- カ 議案第 9 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 10 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- ク 議案第 11 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第 30 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する議決を求めることについて

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○宮理事心得 競馬組合職員の不祥事について御報告を申し上げます。

先般、競馬組合三本木場外発売所の 50 代の男性所長が所内で管理している競馬組合の払い戻し準備金から、平成 21 年 2 月以降 4 回にわたり計 180 万円、また岩手県競馬振興公社の小額払いのためみずから管理している現金から、平成 21 年 5 月以降 3 回にわたり計 13 万円、合わせて 193 万円を不正に取得し、借入金の返済に充てるという公金の私的流用が発覚いたしました。このような不祥事が発生しましたことは、県民の御理解のもと競馬事業を継続している岩手競馬として、その信頼を裏切る行為であり、県議会及び県民の皆様から心からおわびを申し上げます。

競馬関係者が一丸となって岩手競馬の再生に取り組んでいる中で、不祥事が発生しましたことを重く受けとめ、今後このような事態を二度と発生させることのないよう厳正に対処するとともに、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼の回復に向け最大限の努力を傾注してまいります。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対して質問がある場合は、この際の時間帯で御発言を賜りたいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係及び第 11 款災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、2 変更中 1 及び 2、議案第 3 号平成 21 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 4 号平成 21 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 5 号平成 21 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 6 号平成 21 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させること

に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 10 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第 11 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 8 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の予算関係議案について御説明を申し上げます。

まず、議案（その 1）の冊子でございます。5 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 1 号平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）であります。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、左側 6 農林水産業費でございます。補正予算額は右のほうにまいりまして、16 億 7,939 万 4,000 円の増額になっております。このうち県土整備部分、これが 289 万 4,000 円の減額となっております。農林水産部所管分といいますのは 16 億 8,228 万 8,000 円の増額となっております。

6 ページをお開きいただきたいと思います。11 款災害復旧費の 1 項農林水産施設災害復旧費でございますが、175 万 8,000 円を増額しようとするものでございます。

以上が補正予算の全体でございますが、今回の補正は国庫補助事業等の内示決定に伴う事業費の確定などによるもののほか、国の 6 月補正に引き続き国の 1 次補正予算に呼応した経済危機対策費などを補正しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 53 ページをお開きいただきたいと思います。6 款農林水産業費、1 項農業費でございます。まず、1 目農業総務費でございますが、説明欄の右にまいりまして一つ目、地籍調査費負担金、これは市町村における国土調査事業の推進に要する経費について所要額を補正しようとするものでございます。

それから、2 目農業金融対策費でございますが、説明欄の一つ目の農業経営基盤強化資金利子補給補助は、認定農業者に利子補給を行う市町村に対し、その一部を補助する経費について補正しようとするものでございます。

それから、5 目農業振興費、これの主なものでございますが、右の説明欄の二つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費は、農地の面的集積の支援を強化するため、その推進に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、一番下の強い農業づくり交付金、これは国庫交付金の確定によりまして所要額を減額しようとするものでございます。

54 ページをお開きいただきたいと思います。6 目農作物対策費でございます。説明欄の一つ目、生産振興総合対策事業費は、県、これは農業研究センターでございますが、売り渡しをした水稻の原種に異品種が混入していたことにより、売り渡した相手方に損害を与え

たため、その賠償に要する経費を補正しようとするものでございます。その下、いわて純情米食味向上推進事業費は、県産米の評価向上を図るため、本県の気象特性に合った全国トップクラスの良食味米品種を早期に開発するとともに、県内産地の栽培履歴のデータベース化等により良食味米の栽培技術の解析と普及を進めようとしようとするものでございます。その下の強い農業づくり交付金は、これも先ほども申し上げましたとおり、国庫交付金の確定によりまして所要額を減額しようとするものでございます。

次に、7目畑作振興費のうち、右のほうにまいりまして、これも強い農業づくり交付金は、同様に国庫交付金の確定によりまして所要額を減額しようとするものでございます。

それから、8目北上奥羽山系開発費でございます。これは過去に大家畜経営体質強化資金を借り受けた事業体の破産等に伴い、市町村が行う損失補償の負担軽減のための補助に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、9目植物防疫費でございます。これは、国庫交付金の確定によりまして所要額を減額しようとするものでございます。

それから13目、一番下でございますが、農業大学校費でございます。新規就農者の研修体制の強化等に資するため、就農意向調査等を行うための経費を補正しようとするものでございます。

次に、おめくりをいただきまして、56 ページをお開きいただきたいと思っております。2項畜産業費でございます。1目畜産総務費は、昨年度の国庫補助事業費の確定に伴い、その返還に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、2目畜産振興費でございます。流通飼料の栄養成分等の検査に用いる機器の更新に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、3目草地対策費のうち二つ目、団体営畜産経営環境整備事業費は、畜産生産基盤の整備を図るため、低コストな臭気対策モデル施設の整備に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、下のほうにまいりまして、5目農業研究センター費は畜産研究所構内の安全管理に要する経費を補正しようとするものでございます。

次に、57 ページ、3項農地費でございます。1目農地総務費は、昨年度の国庫補助事業の事業費等の確定に伴い、その返還に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、2目土地改良費、それから次のページにまいりまして3目農地防災事業費、これらにつきましては国庫補助金の内示、それから地区間の調整等に伴いまして、公共事業費等の所要額を補正しようとするものでございます。

そして、58 ページの下の4目農地調整費でございます。企業等農業参入支援推進事業費補助は、実施地区の増に伴う所要額を補正しようとするものでございます。

次に、59 ページにまいりまして、4項林業費でございます。1目林業総務費の説明欄、二つ目でございます。県有林事業特別会計繰出金及び、その次の林業改善資金特別会計繰出金は、各特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額

しようとするものでございます。

次に、3目林業振興指導費の主なものでございます。右の説明欄の4行目、森林整備地域活動支援事業費でございます。森林の被害状況の確認などを支援する地域活動に追加があったことから、その実施に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから中ほどでございます森林整備加速化・林業再生事業費は、国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用いたしまして、間伐等の森林の整備や間伐材等の森林資源の利用を促進するための事業を行おうとするものでございます。6月補正に引き続き今回増額しようとするものでございます。

次に、4目、一番下でございますが、森林病虫害等防除費のうち、松くい虫等防除事業費は、国庫補助金の確定に伴い所要額を減額しようとするものでございます。

次に、60 ページをお開きいただきたいと思います。5目の造林費、これについては造林事業に要する経費の節間補正をしようとするものでございます。

それから、その下の6目の林道費、これは県土整備部の所管でございます。

61 ページにまいりまして、7目治山費、これのうちいわての林業緊急雇用対策推進事業費は、保安林台帳附属図等の電子データ化に要する経費等を補正しようとするものでございます。

それから、8目林業技術センター費のうち管理運営費、これは緑化センターの利用促進のための施設整備に要する経費を補正しようとするものでございます。

次に、63 ページをお開きいただきたいと思います。5項水産業費でございます。1目水産業総務費でございますが、沿岸漁業改善資金特別会計の前年度繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものでございます。

それから、3目水産業振興費のうち、説明欄の一番下でございます産地魚市場緊急活性化対策事業費補助は水産業の振興を図るため、本県魚市場に水揚げする漁船に対しまして奨励金を助成するとともに、鮮度、衛生管理施設の長寿命化補修を行う魚市場に対する助成しようとするものでございます。

次に、4目水産業協同組合指導費は、国の1次補正予算である漁業緊急保証対策事業に呼応し、既往の債務を有する漁業者の経営の改善を図るため、漁業経営維持安定資金を貸し付けた融資機関に対する利子補給に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、8目の水産技術センター費でございますが、独立行政法人水産総合研究センター一等からの研究受託費の確定に伴い、所要額を補正しようとするものでございます。

その下の10目漁港管理費、これは節間補正を行うものでございます。

64 ページをお開きいただきまして、11目漁港漁場整備費、これは国庫補助金等の内示及び地区間の調整等に伴いまして、公共事業費の所要額を補正しようとするものでございます。

少し飛びまして、92 ページをお開きいただきたいと思います。災害復旧関係でございます、92 ページをお開きいただきたいと思います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害

復旧費でございます。3目治山災害復旧費は昨年度の国庫補助事業費の確定に伴い、その返還に要する経費を補正しようとするものでございます。

それから、その下の5目漁港災害復旧費は、本年の6月6日から8日に発生いたしました低気圧によりまして被災した漁港施設の復旧に要する経費を補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案(その1)にお戻りいただきまして9ページをお開きいただきたいと思います。第3表債務負担行為補正の2の変更の表でございます。一つ目の漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給でございます。先ほど御説明申し上げましたように、国の1次補正予算に呼応し、既往の債務を有する漁業者の経営の改善を図るため、債務負担行為の限度額を変更しようとするものでございます。それから、その下の基幹水利施設ストックマネジメント事業は、事業費の変更に伴い、債務負担行為の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号平成21年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ2億2,911万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,051万8,000円としようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、16ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴いまして、一般会計からの繰入金等を減額しようとするものでございます。

それから、歳出のほうでございますが、17ページのほうにまいりまして、農業改良資金貸付金等を増額しようとするものでございます。

次に、18ページにまいりまして、議案第4号平成21年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出それぞれ5,960万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,309万6,000円としようとするものでございます。

19ページにまいりまして、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございますが、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするもの、それから県行造林造成事業等の財源に充てるため、国庫補助金などを増額しようとするものでございます。

それから、20ページをお開きいただきまして、歳出関係でございますが、県有林事業費について、広域間伐等に要する経費、それから県行造林の管理に要する経費などを補正しようとするものでございます。

21ページでございます。議案第5号平成21年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出それぞれ8,085万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,566万3,000円としようとするものでございます。

22ページ、まず歳入のほうでございます。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございますが、前年度からの繰越金が確定したことに伴いまして、一般会計からの繰入金等を減額しよ

うとするものでございます。

23 ページ、歳出のほうでございます。林業改善資金貸付費等を増額しようとするものでございます。

次に、24 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 6 号平成 21 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。歳入歳出それぞれ 1 億 1,246 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,576 万円としようとするものでございます。

25 ページにまいりまして、第 1 表の歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入は、これも前年度からの繰越金が確定したことに伴いまして、一般会計からの繰入金等を減額しようとするものでございます。

26 ページにまいりまして、歳出のほうでございますが、沿岸漁業改善資金貸付費を増額しようとするものでございます。以上が特別会計の御説明でございます。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げたいと思います。恐れ入りますが、33 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、それから中山間地域総合整備事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市村の負担額を変更しようとするものでございます。

それから、36 ページにまいりまして、次は、議案第 10 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについてでございます。これは経営体育成基盤整備事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させることとするものでございます。

次に、37 ページをごらんいただきまして、議案第 11 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございます。これは地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業及び水産基盤ストックマネジメント事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市村の負担額を変更しようとするものでございます。

以上で予算関係議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○佐々木大和委員 59 ページの松くい虫の防除の予算の減額が出ましたけれども、この経過とことしの松くい虫の状況についてお伺いします。

○阿部整備課長 まず、減額の補正の経過でございますが、これは国庫支出金の交付額が決定したことにより減額補正を行うものでございます。

また、松くい虫の本年度の被害の状況でございますが、6 月末までの被害量は約 2 万 4,000 立方メートルということで、前年同期比と比べまして同程度というふうになってござ

います。そして、新たに被害が確認された市町村はございません。今後、6月議会で承認いただきました里山再生松くい虫被害特別対策事業等によりまして、被害の徹底駆除に努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木大和委員 これは、国の補助が減額になったということからですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○佐々木大和委員 あと新しい被害地は出ていないということですが、これまでの被害地でさらに強くなってきたとか、状況に変化があるところはないですか。

○阿部整備課長 被害の状況でございますが、被害の量については変わりございませんが、被害が多くなった地域というのは花巻地区あるいは北上地区ということで、従来どちらかという県南の一関、千厩地域から中流域に被害がふえてきている状況になってございます。

○佐々木大和委員 防除帯の効果についてもちょっと聞かせてください。

○阿部整備課長 被害の先端地域に被害の防除帯を設置しておりますけれども、その防除帯については、松くい虫防除監視員という方を設置いたしまして、被害の早期発見に努めているところでございまして、被害の防除帯、先端地域、例えば紫波町とか花巻市、こういったところの先端地域での被害の状況については変わってございません。

○喜多正敏委員 54ページのいわて純情米食味向上推進事業費にかかわってお伺いします。

売れる米づくりということで仕組みが大事だと。その際に、今、土壤診断というものが行われているわけでありましてけれども、農地の中で土壤診断をなさっておられる面積がどのくらいあるか、そしてそのことがどういうふうに使われているか。例えばここの土壤についてはこういった成分が多いので、こうした施肥は余り行わなくてもいいというようなことで、手間とか肥料の経費について削減できるとか、食味が向上するとか、そういったことにかかわるのではないかなというふうに思っているのですけれども、そうしたことについてお伺いします。

○高橋農業普及技術課総括課長 土壤診断の関係でございますが、これまで県あるいは団体も含めて年間約1万点ほどの分析を行っております。

それから、昨年から肥料が高騰してきたということで、国の補助事業を使いまして、それに加えて、4,000点ほど増加して1万4,000点ほどの土壤診断を実施しているところでございます。

土壤診断を実施することによりまして、例えば、これまで農家の皆さんが土づくりに取り組んできた結果、例えばリン酸の成分とかカリの成分が非常に農地に蓄積しているというふうなこともございますので、土壤診断を実施することによって施肥設計においては、そうした肥料を削減するとか、そうしたことによりまして、肥料が高騰する折、低コストな施肥が実現できるというふうなこと。それから、栽培的にも過剰な施肥をしないということで、水稻の栽培に適する施肥が確保されるということで考えてございます。ただ、面積的に把握してございませんので、御承知いただきたいと思っております。

○喜多正敏委員 1万4,000点とお聞きしても何となくわかりにくいのですが、逆に言うと必要箇所というか、どのくらいの箇所数があるか、何を目標としてやっておられるのか、高いのか低いのか、多いのか少ないのか、よくわからないのですけれども、どういうふうには判断をしたらよろしいのでしょうか。

○高橋農業普及技術課総括課長 点数というのは農家の1筆ごとの圃場とか、たくさんありますから、全体を把握するのは難しいのですけれども、例えば水稲の栽培面積が約5万5,000ヘクタールぐらいあるということで、その中で、リン酸の蓄積した圃場の面積割合が34%ぐらいだと。カリでも同じく34%ぐらいあると。そうしたところが、そうした肥料成分を減らすとかということによって、例えばリン酸でありますと、10アール当たりの肥料コストが5,000円ほど下がると。カリですと約2,000円ほど下がるというふうなことで、圃場の割合34%のリン酸、カリがすべて低減したと、無肥料でもいい状態になった場合には、その成分の施肥はしないというふうなことになりますと、県全体で、推計でございませけれども、14億円ぐらいのコスト低減効果が出るのではないかと考えています。

○喜多正敏委員 売れる米づくりということでブランド米をつくっていくと。その中で、いろいろな技術があるわけですが、土壌というのは極めて影響の大きい要因ではないかと思うわけです。売れる米づくりをしたときに、例えばある地域で、ここは米どころだということになれば、相手は生物、天候いろいろな原因があるわけですが、少なくとも土壌については、こういったようなところで育てていくことが望ましいと。ある程度はそうした技術水準なりを整えていく必要もあるのではないかと。

したがって、そうした売れる米づくりをしていくとすれば、例えば土壌診断をやっていって均質化する、さらに向上するとか、あるいは産地の土壌の成分と、気候もあるわけですが、比較してどうだと。そうしますと、土壌診断をするべきエリア、売れる米づくりの産地としてやっていかなければならないというふうな何か目標があってもいいのではないかと。ぜひそうした取り組みをする必要があるのではないかと。

それから、消費者は食べておいしいかどうかということは、官能検査をすれば、それはそれとしてわかるわけですが、そうした要因も土壌の面とか、あるいは物性とかあると思うのです。したがって、売れる米づくりとしたときの一定水準以上だということ、全部数値化できない面もあるとは思いますが、できるだけそうしたことから裏づけることができるようにしていく必要があるのではないかと。それがマーケティングでも他との差別化が図られる、わかりやすい説明というふうになってくるのではないかと。幾らブランドだと言っても、食べてみればわかると言っても、説明する資料としても必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木農政担当技監 県産米の食味につきましては、私も大変な危機感を持ってございます。確かに特Aのランクをいただいているというブランド米もございませけれども、現在の課題として食味向上を図っていかなければならないということで、食味に影響する要素というのは一体何があるのかということで、委員御指摘のとおり、土壌条件がもちろんご

ございますし、気象条件もありますけれども、私ら技術者というか、農家の力でできる部分をまずやっていくということが大切だろうと思います。

では、農家に何をやっていただくのかということにつきましては、これまで岩手県では、栽培履歴の記帳に取り組んでございまして、そのデータは大変な量がございます。そのデータと、そこから生産されたお米の食味を食味計なりで客観的なデータ化をして、肥培管理の状況と、そこから結果として出てきたところのお米との因果関係をデータ分析いたしまして、食味向上のためには、栽培技術上こういうものに手がけなければならないというようなことを農家に個別具体的にわかるように、あるいは地域別に、この地域はこういうところに力点を置いてということができるよう形に持っていく必要があるというふうに思っております。

今回、補正をお願いしている、委員からお話しいただきましたいわて純情米食味向上推進事業費の中には、そのデータ解析の部分と、それから食味を客観的な数字としてとらえるための食味計の導入等に対する経費を盛り込んでございますので、そのことについても御理解いただければと思います。

○喜多正敏委員 前に私、盛岡市の東京事務所にいたときに、お米の資料館みたいなものやっていて、そこでは御飯を炊いて食べさせるというようなこともあって、店頭に行けばいろいろな米が並んでいるのですけれども、今お話したようなことでそうした説明がなされて、消費者にわかりやすいように、いろんなお米があるわけですけれども、岩手のお米はおいしいのだ、そういう具体的なPRもあわせて今後検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○熊谷泉委員 何点か質問させていただきますが、今の喜多正敏委員に関連して、多分農協等が出している栽培履歴の中には肥培管理があると思うのですが、土質に関しては余り具体的なデータが上がってきているものではないと思います。

先般の議案説明のときに、いみじくも魚沼産のコシヒカリに匹敵するようなという表現があったように思いますが、魚沼産のコシヒカリに関して、どこまで岩手県として分析しているのか。田舎のほうでは谷地田の米はどうまいという、我々もそう言っているのですが、その辺の遺伝的なものと肥培管理の今上がってきている履歴の中にはそういう項目がないというふうに思います。

あとは魚沼産を一つの目標にするのであれば、向こうの土壌と気象関係をもう少し分析する必要がある。今の予算そのものには異論はないのですが、別な項目を拾っていかないと、いみじくも魚沼産を超えるような米はなかなかできないのではないかなと。

同じひとめぼれでも、県南のほうは農家にとってはすごく米づくりがしやすい条件だと思いますが、私の記憶では北陸のほうは非常に条件が違う。ある意味、自然に近い田んぼではないかなと思うのです。そういうことになると、むしろ県北とか山間地の条件の悪いところほどおいしい米ができる可能性もある。そういう手法にはいろいろあると思うのですが、どのように順序立てて、ここを起点にして、今後どういうふうな策略を立てるのか、もしあれ

ばお聞かせを願いたいと思います。

○佐々木農政担当技監 品種に合った栽培管理なり適地があるというのは、そのとおりだと思います。コシヒカリにつきましてはいろいろな特徴がございまして、食味はいいのだけでも倒伏しやすいとか、そういうものを栽培技術なり、栽培地域なりで克服した優良事例として魚沼産コシヒカリが挙げられると思っております。

現在、県で総合的に判断した奨励品種はひとめぼれなり、あきたこまちなり、どんぴしゃりなり、いわてっこなり、それぞれ県開発品種、それから全国的な品種があるわけですが、やはり適地適作というものを基本にして、無理な地帯で無理な品種をつくらないことを基本に置きながら、良食味米生産に取り組んでいく必要があると思っております。それから栽培履歴につきましては、確かに全県統一的にできるだけ多くの農家の方々と取り組んでいくということで、農家さんが取り組みやすい項目ということで、確かに項目につきまして不足な部分があるかもしれません。このことにつきましては、現在あるデータの解析とあわせて、もし栽培履歴として、さらに記録していただいたほうが好ましいような要素がございましたら農家さんの協力を得て、その部分もデータ収集し、食味向上なりに結びつけていくような、そういう取り組みをしてみたいと思います。

○熊谷泉委員 それでは、ちょっと米から外れまして、草地対策費ですが、団体営畜産経営環境整備事業費で、低コストな臭気対策ということで、具体的に今回は事業費がどこにつくのか。

あともう一つは、今までにないくらいの別な技術の低コストの臭気対策なのか、それをお知らせ願いたいと思います。

○徳山畜産課総括課長 今般の補正でお願いしておりますのは、県北地域におきまして、中小家畜、特にブロイラーと養豚でございますけれども、これらの施設を整備する場合に、臭気対策を兼ね備えたものについて、つくるときに補助しようとするものでございます。この臭気対策については、これまでなかなか技術的な課題がありましたけれども、今、新しい技術が出てきておりますので、そういうふうなものも取り入れながら、より効果のあるものとして整備するというふうなことにしております。

○熊谷泉委員 これは多分、畜舎に対する新しい低臭気だと思うのですが、これは単にウインドーレスプラス何かという技術ですか、それとも全く開放型で低臭気ということでしょうか。

○徳山畜産課総括課長 ウインドーレスでございますけれども、新しいやり方といたしまして、鶏舎の中の空気を吸引し、それを外に排出する場合に、新しい技術を使ってにおいのもととなる粒子を除去するという、このような技術です。全国的にもまだ確立されていない面もございますけれども、国の研究機関と相談しながら実施したいというものであります。

○熊谷泉委員 低コストということで異論はないのですが、具体的にやってみなければわからないこともあるのですが、新しい技術というのはかなり高額な設備をしても、実際の畜産面においてはやってみたら何年かたったらやっぱり合わなかったり、やっぱり見通

しが間違っていたという例がありますので、そこは専門的にやっておられると思うのですが、低コストということは、県内のよその畜産農家にもうまくいけば技術的にいい面もあると思うのですが、全く新しい手法ということになるとあれですが、具体的に何をどうやって全く画期的なのか、その辺はいかがでしょうか。

○徳山畜産課総括課長 今、検討しておりますのが臭気を除去するために、既存の資材を微粉末にして空気中に噴射するというような技術、あるいは一定の壁の中に通して、臭気の微粒子を抽出するという、そういうふうなことでございまして、これらについても新しい技術の面がございまして、国の研究機関ともいろいろと相談して、無駄にならないようなものとして当然やっていきたいと、この成果を県内にも波及させたいというふうに考えております。

○熊谷泉委員 それでは、林業のほうに移りたいと思います。議案第4号の岩手県県有林事業特別会計ですが、岩手県の県有林というのは、私は不勉強なのですが、大体何カ所にどのくらいあるのか、あるいは1カ所なのか、それを一つ。

あと最近、国内産の価格が非常に下がっているということで、見通しでは、あくまでもどんどん投資して行って、あるときに収支としてバランスがとれてくるのか、あるいは年間で伐採して売ながらこういうものを造林していく、今そういう仕組みがどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○佐賀森林保全課総括課長 まず、お尋ねのありました県有林が県内にどのくらいあるかという御質問でございまして。県有林は、全体で現在経営しているのが8万ヘクタールほどございまして、県内の事業区数が約3,200事業区ほどになります。約で大変申しわけないのですが。

それと、現在、県有林は約37億円ほど収入、支出ございまして、このうちの相当数が過去に借り入れた資金の償還財源になっておりまして、実質、事業費につきましては5億円ほどという状況にございまして。そのほか管理費もございまして。

現在、県有林の伐採収入につきましては、1年に300ヘクタールから400ヘクタール前後伐採しておりますが、昨年の例でいいますと約2億5,000万円ほどの売り上げになっております。それは分収林事業でございまして県と、それから土地所有者とで分収割合の契約に応じて分け合うわけですけれども、最近は徐々にふえてきております。

ただ、現在の材価状況からいいますと、確かに最盛期に比べて3分の1あるいは4分の1という材価になっておりますので、現在のところでは、経費に対して収入がどうかと言われてもなかなか難しいところがあるのですけれども、過去の経費に対して現在伐採されている収入と比較すればおおむねとんとんかなという感じではおります。

将来のことはちょっとわからないのですけれども、現在の売買されている金額は相当厳しい状況にありますので、県とすれば造成事業については、もう既に平成12年度で終了してしまっていて、現在は間伐あるいはそろそろ伐期に来たもの、それから契約期限が到来したものにつきましては、所有者と契約の延長とか、あるいはそれに応じられない場合は伐採、あ

るいはそのまま立木のまま契約を立てて分収して満了するとか、そういうふうなことで進めております。

○熊谷泉委員 3,200の事業区ということで、県有という意味で私ちょっと間違ったのですが、本当に県個有の財産で持っている林地というのはあるのですか。今、分収化の地区もあったように思いますが、県の全く個有の財産というのは。

○佐賀森林保全課総括課長 県有の森林につきましては、県有模範林という形で、県内約5,000ヘクタールほど抱えてございます。

○熊谷泉委員 5,000ヘクタールが何カ所に分かれているか、あとはそこを直接管理しているのは本庁ではないと思うのですが、どこがそこを直接管理しているのか。

○佐賀森林保全課総括課長 県内の箇所数でございますが、12事業区になっておりまして、この管理は各振興局で行ってございます。

○熊谷泉委員 わかりました。それで、この間、私は二戸のほうにお邪魔したのですが、そこは県の個有の林だと思うのですが、昔県職員の管理所があったらしくて、林の中に廃屋みたいな建物がありまして、当時家族で住んでおられたということなのですが、現状はまさに限界集落の廃屋みたいになっていて、本来県の建物であればああいう格好でいつまでも放置するのは非常にまずいのではないかなど、いずれ更地にしておかないと集落の人たちは、昔ここにこういうものがあったということは言っていたのですが、やはり県の建物であれば、もう不要になったものは一回更地にしておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○佐賀森林保全課総括課長 委員御指摘のとおり、模範林を中心にして、各地に以前、事業の管理事務所として利用していた施設がございますが、これまでもある程度計画的には解体等をしておりました。現在、倉庫等で活用しているものもございますので、今後それを補修するというふうにはなかなかならないのですけれども、状況に応じながら御指摘のとおり管理が難しいというものにつきましては処分していく方向で考えていきたいと思っております。

○熊谷泉委員 県有林につきましては以上でございますが、今回、政権交代がありまして、6月補正で岩手県も何項目かにわたって新しい林業の基金を造成して、森林県岩手にとっては大変ありがたい事業だなと思ったものもありますが、今回、国交省に次いで農林水産省の予算も大分戻しているということですが、岩手県に直接どれぐらいの影響があるのか、あったのかをお聞きします。

○西村林務担当技監 今、熊谷委員からお話がありましたとおり、我々も今回の補正の行方について非常にアンテナを高くして注視してまいりましたけれども、昨日、御案内のとおり、各省で1次補正額から変動するという額を一応、省の段階でまとめているようでございます。

今回、委員おっしゃった、林業にとって非常にいい事業というのが森林整備加速化・林業再生事業というもので、これは6月補正で、国のその事業を活用して、県に条例でもって基金をつくって、その基金を財源に川上から川下まで、間伐した材を製品にできるまでという、

要するに林業再生事業という、まさにその名のとおりですね、森林整備加速化というのは間伐をどんどんする。林業再生事業、林業をまた再生するのだという中身の事業なわけですし、これは本県のみならず、全国にとっても林業の川上から川下までワンセットになった事業でございますので、非常に有効なわけでございます。

これについて、6月補正では31億円の基金をもって造成いたしたところでございますが、今回の林業の補正の額が非常に大きいのは、もっと事業を膨らませて増額しようというのが今回の補正で大きい理由でございます。その行方がどうなるのかというのが非常に心配だったわけですが、農林水産省に確認しましたところ、いずれこれは地域で使う金ということで、今の時点では全額執行する方針であるということで聞いています。ただ、テレビでも言っていましたけれども、今後いろいろ返納をもっと、まだ足りないのではないかなというようなお話もあって、これから政府の間ではまたいろいろとやるようではありますけれども、いずれ今の段階では、全額執行するということでございます。そう聞いておりますので、我々も安心してこの基金事業を見守っているところです。

○熊谷泉委員 大変安心しました。早く使って、もう来ないと思いますから。

あとは、もう一度米に戻りますが、農業研究センターで種もみが回り回って最終的には損害賠償になったようですが、今、農業研究センターで新しい品種もあると思うのですが、ササニシキは、私から言えば、あえて何で農業研究センターでそれをあれしたのかちょっとわからないところがあるのですが、これ県としては今後センターにおいてどのくらいの品種をキープされていくのか。いろいろなことをやっているうちに、ああいう狭い圃場でやっているうちにはこういうことが多々あるのではないかなというふうに思いますが、改良してできたものは早く民間におろして、ほかの圃場で採種してもらおうというものもあるかと思いますが、今後、県において種もみはどういうふうに管理していくのか、あとは何品種ぐらいセンターで取りかかっているのか、ちょっとお知らせ願います。

○工藤水田農業課長 農業研究センターにおきまして、原種を栽培し、種苗センターを経由して、種用として供給しているわけでございますけれども、今、本県で取り組んでいる原種の量は11品種になっております。ですから、委員御指摘のとおり狭い場所で11品種の原種を、あるいはその前の段階の原々種を育成して取り組んでいるというところでございます。あと一部につきましては、県外から供給をいただいて、それを出しているというところもございます。

それから、民間におろしたらというお話でございますけれども、原種、原々種につきましては、種苗法に基づきまして、県が育成するというふうなことになってございまして、したがって、県農業研究センターで取り組んでいるものでございます。ただ、やり方として他県にも事例としてございますが、例えば採種を持っているところに委託して原種を生産するというふうなやり方もあるのかというふうに思っています。この部分につきましては、今、品種数が多いものですから、今後の検討事項として対応を考えておるところでございます。

それから、種もみ品種の育成の数かと思うのですが、これは品種育成につきましては、かなり広い交配をやっておりまして、毎年、交配数で言うと恐らく1万に近いぐらいの交配をやって、その中から選び出して、数年かけまして2、3品種を現地試験に出すということでやっていますので、品種の交配数からいうとそのぐらいの規模になる。それを北上の農業研究センターの圃場水田で行っているというところでございます。有望な系統はまだこれから、ことしの成果がまだ出ておりませんので、これらを見ながら検討していくことになるというふうに思います。

○熊谷泉委員 最後にしたと思いますが、今回問題となったササニシキですね、従来、非常においしい米だったのですが、岩手県においてササニシキという米をどういうふうに位置づけているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○工藤水田農業課長 ササニシキにつきましてはですが、今現在、約400から500ヘクタールぐらいの栽培面積で推移しております。作付している地域も紫波町から、一関市のところということで、四百数十ヘクタールあるのですが、ほとんどが卸なり実需と一定数量結びついているものですから、この数字はおおむね大体同じ水準で維持されております。そういう状況ですから、川下と結びついたところで行われているものが主というところがございます。

○田村誠委員 関連で熊谷委員のほうからお話ございました6月補正で現在凍結されているもの、そして見直しを行っているわけですが、先ほど林業関係については余り影響がないという状況のようでございますけれども、そのほか農業あるいは水産といった1次産業への国の補助、助成というものは大変助かってきたわけですが、この見直しはどうなっていますか。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 昨日の夕方でございますが、農林水産省から補正予算、1次補正の1兆302億円のうち4,763億円について凍結するという方針が各都道府県に情報提供がございました。その中身を見ておるわけでございますが、少なくとも県予算にかかわるものについては、凍結の対象外になっているというふうに、私ども承知してございます。

今回9月補正で、先ほど西村担当技監から森林整備の基金のお話を申し上げましたが、あいうものについても対象から外れてございますし、その他のものについても今のところ私どもで承知しておる数の中には入ってございません。

それから、農林水産省以外のものについて、今回9月補正もかけております。1次補正にかかわるものがございます。それは二つございまして、一つは地域活性化経済危機対策臨時交付金といいまして、ソフト交付金でございますが、これを活用した事業、これが1億4,600万円ほどでございますし、それから緊急雇用創出対策臨時特例交付金、これは厚生労働省関係の臨時雇用に資する、そういった交付金でございます。これが3,800万円ほど当部の関係ではございます。これらについても情報収集しておりまして、関係部のほうに聞いておりまして、今のところこれらについても凍結をするというふうな情報は入ってございません。

したがいまして、今回の補正予算にかかわる基金あるいは交付金関係については、今の時点では影響はないというふうに把握はしてございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、これから上積みという話もございますので、そのところは情報をよく収集しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○工藤勝博委員長 農業改良資金のほうでお伺いしますが、補正額のほうが当初予算より多かったということは結局需要が多かったというのか、その辺を詳しくお聞きしたいと思いますし、あとは品目別と申しますか、部門別にどのような貸し付けになっているのかをお聞きしたいと思います。

○門口団体指導課総括課長 農業改良資金につきましては、平成20年度の実績がゼロでございます。これは平成19年度から農業近代化資金、それからいわゆるスーパーL資金と申しておりますけれども、農業基盤関係の公庫資金でございますけれども、これにつきましては3年間の無利子化の措置が出まして、その影響を受けまして農業改良資金の需要が昨年度はなかったというものでございまして、その分、今年度のほうに繰り越したというものでございます。

それから、それ以外の制度資金でございますけれども、林業木材産業改善資金、これは林業改善資金とも申しておりますけれども、これにつきましても平成20年度は3件、1,200万円ということで、対前年から減少してございます。

それから、沿岸漁業改善資金でございますけれども、これにつきましても平成20年度は23件で1億2,500万円ということで、これはやや減少というふうになってございます。

○工藤勝博委員 貸付金の制度を変えて、総合資金に切り替えたという農家さんの意向で平成20年度はなかったと。実際は別な資金対応をしているということなのでしょうか。

○門口団体指導課総括課長 農業関係で申しますと、農業改良資金も無利子でございますし、これにつきましては、県で直接貸す場合あるいは銀行を通して貸す場合がございます。それから県の資金とは別に日本政策金融公庫のほうの資金でございますけれども、農業基盤整備資金でございますか、スーパーL資金は公庫のほうで貸してございまして、それから農業近代化資金、これは系統のほうで貸してございますけれども、いずれも無利子ということで、スーパーL資金にしる、近代化資金にしる、500万円まではクイック融資ということでできるだけ早く貸すような制度になってございますし、また県の資金の場合は改善計画が必要とかいろいろございますものですから、あとは金融機関の窓口で自分のところの資金を進めるというようなこともございまして、そういうような影響を受けまして、結果的には借りやすいほう、あるいは勧めるほうというふうに流れているというふうに見ております。

○工藤勝博委員 ちょっとよくわからないのですけれども、改良資金の需要がないけれども、補正がぐっと膨らんだというあたりがよくわからない。あとは借りる農家さんがどういう設備なり、いろいろなことがあると思いますけれども、目的ですよね、わかればお聞きしたいと思います。

○門口団体指導課総括課長 特別会計の仕組みといたしまして、昨年度使わなかった部分については、翌年度に繰り越すというふうにしてございまして、したがって今年度、今回の補正でぐんとふえたという形になってございます。

それから、農業改良資金とか農業近代化資金の使途でございますけれども、例えばスーパーL資金——農業経営基盤強化資金でございますけれども、これにつきましては認定農業者の農地等の取得あるいは農地の改良、機械の改良、取得あるいは加工処理施設というふうなための資金でございますし、農業近代化資金につきましても、いわゆる前向き資金というものでございまして、これにつきましては、そっちのほうに流れたということでございます。農業改良資金も前向き資金でございますけれども、ただ個別にどの資金がどれぐらいかというところまではちょっとデータがございません。

○工藤勝博委員 わかりました。私は、改良資金そのものの単体しか頭になかったのです。いろいろな制度資金を含めて改良資金という意味なのでしょう。

○門口団体指導課総括課長 申しわけございません。説明不足でございました。私、今申し上げました改良資金として申し上げましたのは、特別会計で農業改良資金ということで、これのことを申し上げました。

それで、農業全般につきまして申し上げますと制度資金、これは県で直接貸したり、利子補給したりしている資金がございます。そのほかに日本政策金融公庫の資金、この二つが主なものでございますけれども、これを制度資金と言ってございます。

制度資金の動向で見ますと、農林水産関係の制度資金の融資実績は、昨年度は全体で110億円ということで、前年度よりは若干ふえてございます。

○工藤大輔委員 森林整備加速化・林業再生事業費につきまして数点質問したいと思いません。

今回は、補正額として約12億円を計上され、先ほどの説明では、前の定例会で31億円の計上と、そうすると合わせて43億円ということになると思いますが、その活用の中で、今回出ているのは、例えば県産材活用促進緊急対策事業費補助というのもあります。これは、例えばどのようにして補助を出すやり方なのかということの説明をお願いしたいということと、基金事業ですから、先ほどの説明でも川上から川下へということで、幅広く活用できるという使い勝手のいいものであるというふうなことと理解していますが、使い勝手がいい分、要は知恵比べとか、どのようにして林業を再生するかということが問われてくるものだというふうに思います。

基本方針として、当初予算にのらないものについて、予算を付加するというふうな発想で行うものなのか、それとも十分計上できなかった予算へのかき上げとして、今後活用しようとしていくのかどうか、基本方針についてもお示し願います。

○堀江林業振興課総括課長 ただいまお尋ねの森林整備加速化・林業再生事業で、まず補助事業としての仕組みでございますが、これにつきましては、例えば県産材活用促進整備事業に関して言えば、間伐材の加工、流通等の施設整備などを行いたいという森林組合等がござ

いますので、こういった方々の要望を受けまして、それで国の補助事業としての採択要件に合致していると判断したものについては、事業計画を策定して、これを林業関係団体で構成いたします協議会で事業計画として作成、承認いたします。これらを踏まえて、協議会から出された事業計画を県が承認し、そして県の補助事業として交付決定をして事業を実施していただくというような仕組みになっているところでございます。

6月補正では6月段階で御要望がありました団体等に対する支援として5億7,000万円ほど予算措置したわけですが、さらにその後、各事業主体等に要望、調査を行いまして、事業実施の希望があったところにつきまして、今年度事業実施をしたいというところについて、今回、支出としての補正予算を組んだものでございます。

さらに、基金のほうにつきましては、国から現時点で約43億円ということに来ておりますので、前回お認めいただきました31億円に合わせて、今回、12億円の補正予算を提出したということでございます。

いずれ御要望が大変多い状態でございます、私ども、その中で本当にこの事業で岩手県の間伐が促進できるもの、あるいは川下対策として地域の木材産業を活性化できるような、そういったところに重点的に支援していきたいと。間伐のそういった促進、あるいはこの事業でなければできないような特色あるメニュー等もございますので、こういったところに光を当てて、できるだけ本県の木材が有効活用できるような、そういったところに配分していきたいというふうに考えているところでございます。

○工藤大輔委員 団体のほうからの要望にできるだけ沿うというふうな形でしょうが、かなり多いという要望に対しての事業選択を、先ほど説明もあったわけですが、事業の選択の方法は、これまでどおりの手法でやるのかどうか。そしてまた先ほども申しましたが、これまで県の発想では、あるいは財政的なものもあって当初予算に計上できなかったということ、新たにのせようとするものなのか。それとも先ほど言った、かさ上げ的にさらに追加しようとするものなのか、それをもう一度説明いただきたい。

○堀江林業振興課総括課長 かさ上げという形ではございませんで、これは3年間で事業を実施するものでございますので、いただいた御要望は将来にわたって平成21年度から23年度までの要望として、私どもは承っております。その中で、今回の補正等につきましても平成21年度事業として実施したいというものについて、補正という形で今回御審議いただいているものでございます。

したがって、来年度以降、さらに実施したいという御要望もございますので、それらについては地域で構成する協議会の中で、事業計画を策定していただきながら、私ども話を聞いてまいりたいというふうに考えております。

また、事業メニューの中には、先ほども御説明しましたとおり、これまで事業としてできなかった特色のあるメニューというものがございます。例えば松くい虫の徹底駆除、あるいは間伐材等を流通させるための流通支援経費、さらには木造の公共施設に対する施設整備、こういった特色ある事業等もございますので、もちろん間伐の実施についても大事でござ

いますが、こういったところも重点的に見ながら、今申し上げましたような特色のある事業につきましても重点的に対応してまいりたいと、現在考えているところでございます。

○平沼健委員 63 ページの水産業振興費に関連して2点お尋ねいたします。今いろいろな報道で大型クラゲの問題が随分出てきております。漁家は大変な思いをしていると思うのですが、この大型クラゲは例年出てくるのですが、特にことしは被害が随分あちこちで出てきておるようです。これは県のほうだけではなくて団体とか、あるいは国にも関連するし、複数の県にまたがっておる大きな課題でございまして。この大型クラゲの現状を県としてどのように今把握しておるのか。そしてまた、この被害に対して何らかの施策というのか、そういうものまで考えられないのかどうかということをお尋ねしたいと思っております。これが一つ。

それからもう一つは、報道によると、サケが北海道で随分いいような報道がなされていたと思うのですが、これを受けて、回帰率が年々下がってきておりますけれども、例年、これまでのいろいろな数字というのか、分析によって北海道が今のような状況のときに我々岩手県、特に三陸の今後のサケの漁獲量、これが水温とかに大きく影響されるとは思うのですけれども、いろいろな研究機関なんかも県にあるわけですので、その辺を含めた形で、ことしのサケの漁獲量というものをある程度想定しているのかどうか、できれば大漁ということであればいいのですけれども、その辺何かありましたらば教えていただきたい。この2点をお尋ねします。

○寺島水産振興課総括課長 第1点目のクラゲについてでありますけれども、現状といたしましては本県、特に普代村、田野畑村近辺の定置網に非常に多く入網しております。千とか数千、定置の中に入ったりしております、中には被害を受けて網が壊れて、網を揚げているところもございまして。

クラゲの状況なのですけれども、大型クラゲと言っておりますけれども、エチゼンクラゲ、その越前近辺にも今たくさんおりますけれども、そこから日本海側では、クラゲは沖側を通っているらしくて、そんなに多くはないのですけれども、その次に多いのは岩手の、今言った地域に多く来遊しているところでございます。

そういう中で、被害の対策ということなのですけれども、今、国が中心となってクラゲの襲来の情報につきましては連携を取りながらまとめて、それぞれに情報が来ておりますし、県といたしましても各漁協等に情報を流して、それぞれ対応しようとしております。

網の状況、前回、平成17年度にかなり大量に来たときに県の補助を通じて各定置網で対策網——垣網というのは岸から捕獲する場所までの真っすぐ伸ばした網になりますけれども、そこにもクラゲが押し寄せた場合、抜けていくような対策の網を設置したり、それから定置網本体のほうで捕獲する場所にクラゲが入ってきたら、クラゲだけが出ていくような仕組みをしたりしているところがあります。そういう対策をかなりとったところもありますし、平成18年度からは全漁連、それから県漁連を通じて各漁協に対して改良網の事業が移っております。平成18年度、19年度、それぞれ実施しており、平成20年は来なかった

ものですからその要望もなかったわけです。

そういう網の改良のほかに、定置の本体の中に入ってきたクラゲを除去する、あるいは粉々にして殺す、そういう駆除の場合も平成 18 年度以降、業界を通じた事業の中では実施しておりまして、それらも対応しているところでもあります。県といたしましては、さきの補正予算でもいただいたクラゲの情報伝達、そちらのほうで今対応しているところでもあります。

それから、サケにつきましては、確かに回帰率が下がっておりますので、これも今年度、回帰率向上対策事業ということで実施しております。塩えさをまぜた飼育技術とか、人材育成、それから老朽化施設の改善、それらに努めているところでもありますけれども、こういう中で、今、情報では北海道は非常によい。当初は 3 割減ぐらいの予想であったのが、前年を上回るぐらいの勢いで今とれているわけです。

そういう中で、岩手の現状はどうかといいますと、対前年比で 75%ぐらいで、むしろ岩手のほうが悪い状況になっております。これに今クラゲが来て、追い打ちをかけているところもあるのかなというふうに思っておりますけれども、こういう中で、本県といたしましても、サケの回帰率予測は立てておりまして、平成 20 年度並みの回帰重量として 2 万 6,000 トン、平成 20 年度の実績では 2 万 7,000 トンぐらいでしたので、ほぼ前年並みぐらいということで立てております。今のところ悪い状況ではありますけれども、本県の盛漁期、これは 11 月でございますので、何とかそのあたりまでに漁のほうは回復してほしいなと思っております。

○平沼健委員 わかりました、ありがとうございます。クラゲのほうにつきましては、例年この時期になるとこういうことがあるわけですし、この数年間ずっとこの繰り返しで来ておるわけですね。情報を共有化するというようなこと、一昨年からは今お話がありましたような特殊な網を使ってクラゲだけをスルーさせるというか、そのようなこともやっておったところがありましたけれども、どうしようもないということなのでしょうかね。本当に難しい問題というか、1カ所、2カ所で解決できるような問題ではないわけですし、発生源から環境問題ということになっていくのでしょうかけれども、そうすると大型クラゲ——エチゼンクラゲについては、今のところは情報をお互いに共有しながら、結論はそれから逃げるといったらおかしいのですけれども、避けて通るほかないということになるのでしょうか。どうなのでしょうかね。

○寺島水産振興課総括課長 先ほど壊れた網もあると申し上げましたけれども、すべての網が改良網、対策網になっているわけではございませんで、最初、盛漁期前はどちらかといえば改良してない網のほうでやって、盛漁期のときにそういう改良網でクラゲが来ても対応できるような形で考えている漁協もありますので、徐々にすべての網がそういう対応になってくる。これからもクラゲが来ることを想定して、今そういう対策が全漁連、県漁連を通じた事業として国のほうから来ておりますので、そういうものを活用して進めていってほしいと思いますし、我々としてもそういうところに入って行って指導していきたいと思

っております。

○新居田弘文委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、各案件は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○川嶋農産園芸課総括課長 議案第 30 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることにつきまして御説明いたします。議案(その 2)の冊子の 63 ページをお開きいただきたいと思います。お手元に配付をしてございます資料により御説明を申し上げます。

提案の趣旨でございますが、県が売り渡しました水稻の原種に異品種が混入していたことによりまして、売り渡した相手方に損害を与えましたため、損害賠償請求事件にかかる和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

損害賠償及び和解の相手方でございますが、奥州市江刺区でございます社団法人岩手県農産物改良種苗センターでございます。主要農作物の種苗の生産供給等を行っております県出資法人でございます。

損害賠償額でございますが、359 万 1,577 円でございます。下の枠の中でございますが、県農産物改良種苗センターから種子生産を委託された岩手江刺農業協同組合管内の水稻採種圃産のササニシキのみが異品種混入のため、種子として不合格となりました。当該種子は、そのため主食用米として販売されてございます。

こうしたことから、種子価格と主食用米価格との差額分が損失として発生をいたしてございます。対象数量は 21 トンでございます。損害額は今申し上げましたとおり、種子としての販売見込額の 778 万 4,752 円と主食用米としての販売額、これは本年 4 月に確定した額でございますが、419 万 3,175 円の差の 359 万 1,577 円となっております。

和解の内容といたしましては、損害賠償の額を上記のとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないということであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。損害賠償の原因でございますが、県農産物改良種苗センターに売り渡しました平成 20 年度水稲採種圃用のササニシキ原種に異品種が混入していたことにより、当該原種を用いて生産された水稲採種圃産のもみが種子として販売できなかったことによるものでございます。

枠の中でございますが、そもそも発端は、昨年 12 月に県農産物改良種苗センターが行いました採種圃産のもみの自主検査によりまして、ササニシキのもみにもち米が混入していることが確認されたということでありまして、混入率は 3,000 分の 1 ということで、3,000 分の 1 粒という内容でございます。

このことから、採種圃産のもみ 21 トンは異品種混入によりまして、生産物審査で不合格となりまして、種子として販売できないということで、主食用米として販売されてございます。

異品種混入の原因でございますが、原種あるいは原々種、これは平成 18 年、16 年に行ったわけでございますが、栽培状況でありますとか、DNA 検定によりまして調査、検討しました結果、原々種栽培時に、これは平成 16 年でございますが、ササニシキともち品種、これはもち美人という品種でございますが、交雑したものと確認されてございます。

下のフロー図でごらんをいただきますと、左側のところに県農業研究センターがございまして、その下段のところに平成 16 年、ササニシキの原々種生産が 3 アールで行われたわけでございますが、この際に、通常でありますと 1 週間程度の出穂開花期のずれがございすものですから、交雑はないと判断いたしましたわけでございますが、この年はたまたまもち品種と隣接している中で自然交配をしてしまったというようなことで、交雑が生じてしまったという内容でございます。

この交雑が生じたもので、そのまま平成 18 年の原種生産を 30 アールで行ったわけでございます。その後、平成 20 年まで備蓄をいたしまして、それを平成 20 年 3 月に、県農産物改良種苗センターあるいは岩手江刺農業協同組合を通じまして、採種農家に売り渡したわけでございます。平成 20 年に採種圃農家、これは奥州市江刺区にございます 5 戸の農家でございますが、ここでもみ生産をしていただいたわけでございますが、その生産もみを出荷し、そこで先ほど申し上げました種苗センターの自主検査において交雑、異品種混入ということが判明したというような経過でございます。

次のページをお開きいただきます。こうしたことから一般栽培用の種子が不足するという事態に対応しまして、県農産物改良種苗センターの備蓄種子に加えまして、宮城県あるいは秋田県の種苗センターさんから御配慮をいただきまして、県内需要量を確保してございます。さらに、平成 21 年産の採種圃用の原種の確保が必要でございましたので、これにつきましては、農業研究センターにおいて秋田県から 300 キロを確保したということでございます。

再発防止策でございますが、原種等を生産する農業研究センターにおきまして、所長を委員長とします再発防止委員会を設置いたしてございまして、生産及びチェック体制の見直

しを行い、再発防止を徹底することとしてございますが、具体的には下に示してございますように交雑リスクを回避する圃場配置の検討、見直し、さらには生産作業体制の見直し、あるいは生産マニュアルの作成などというようなことにおきまして、作業段階での異品種混入防止策の具体化、人員を増強いたしまして、異株と見込まれる株についての抜き取りの徹底、さらにはDNA分析等によりまして生産物の確認を徹底するというようなことに取り組んでございます。

このような事態を採種事業の基本中の基本でございます原々種生産において生じさせてしまい、採種事業に携わる種子生産、あるいは米にかかわる関係者の皆様に多大な御迷惑なり、御心配をおかけしたことはまことに遺憾でございます。かかる事態が二度と生ずることのないよう万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○喜多正敏委員 交雑防止について再発防止のところにありましたけれども、圃場の配置を検討すると。逆にいうと、交雑が起きる範囲というか、距離というのはどのくらいなものか。

それから、出穂の時期が1週間程度ずれていたが、一緒になったと。ということからすると、交雑は予測されなかったのかどうか。

次に、予測されたとすれば、あるいはそういったことがないということを前提に出荷したわけだと思いますけれども、事前に交雑が本当はないのかあるのか、チェック体制はとられていなかったのか。これは再発防止策とも絡んで、ちょっと技術的なことがあまりよくわからないのでありますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

圃場配置基準の策定とか、それから作業体制の見直しということなのですが、何をどういうふうに見直しをするのか、もう一つわかりやすくお聞かせいただきたいと思います。

○川嶋農産園芸課総括課長 交雑が生じるであろう範囲につきましては、いろいろ知見、学説もございますが、通常であればそもそも水稻自体が自植性作物ということで、ほかの花粉は限りなくゼロに近い範囲でしか交雑しないという作物なものですから、そういうようなこともありまして、実際は3メートル離れていれば限りなくゼロに近いと。100分の1以下のパーセントオーダーだとかというデータもございますが、いずれそうした知見に基づきました範囲での確認は通路等も含めていたしてございましたが、たまたま1週間程度のずれということがあれば、水稻の花粉というのは瞬時に、開花しておしべを離れますとほとんど数分で死ぬというようなことがございますが、逆にめしべはある程度の期間、受精能力を持っているということがございまして、花粉が発生する時期とめしべが受精能力を持っている時期が近づきますと、たまたまそのときに自然交配するというようなことがあり得るということは、学術的にも知見上にもあるということでございます。

そこがたまたま平成16年の気象経過が、梅雨入りをいたしまして非常に寒い時期が続いて、その直後、梅雨期間中ではございましたが、非常に高温で多照の時期があつて、一気に水稻の生育が進んだということで、たまたまとは申し上げにくいこととございますけれど

も、いずれ、そういうことで、ないであろうというものが受粉してしまったというふうな内容でございます。

また、チェック体制はどうだったのかという御質問でございますが、これにつきましては、原々種の段階では遺伝的に形質上あられませんが、それが原種の段階、一世代過ぎますと、もみ殻をむきますと胚乳の色で、もちなのか、ウルチなのか分かることとなってございますが、これをきちんとチェックをしておらなかったということが原因の一つだというふうに考えております。

先ほどの作業体制の見直しにつきましては、このもみ殻をむいて、もみすりをして胚乳をチェックするというような基本的な動作もきちんと入れるというようなことの作業体制の見直しも行うということで進めてございます。

○喜多正敏委員 3メートル分、配置を検討するというのは具体的にはどういうことですか。もっと離すということか、それとも場所を全く変えるということですか。

○川嶋農産園芸課総括課長 系統維持なり、原料種の維持については、数品種対応してございますが、対応する系統を維持する圃場が限られておるものでございますから、そういう意味で、組み合わせをもち品種とできるだけ離すとか、先ほどもお話をしました出穂期をできるだけ違うようなものを隣接させるというチェックを再度して、交配の可能性があるものについてはできるだけ隔離するというふうなことの点検なり、見直しを行うという内容でございます。

○喜多正敏委員 今回のことを経緯として、しっかりとそういったことに取り組んでいただき、おいしいお米の生産に励んでいただきたいと思えます。

○新居田弘文委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要農作物の生育と出荷状況について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○川嶋農産園芸課総括課長 それでは、お手元の資料で御説明させていただきます。主要農作物の生育と出荷状況でございます。

これまでの気象経過でございますが、8月は全般に曇りや雨の日が多く、日照時間も平年よりも少なく、気温は上旬から中旬まで平年並みに経過してございます。下旬は低く、降水量も少なくなっております。9月は、気温が上旬から中旬まで低く、下旬は平年並みとなり、日照時間は平年並みで降水量は少なくなっております。

生育状況と今後の技術対策でございますが、水稲につきましては、9月15日現在の作況指数は全県で100ということになってございます。地帯別には北上川上流、下流域が100、東部が98、北部が97となっております。

大豆でございますが、生育はおおむね順調に進み、登熟後期と現在はなっております。

夏秋野菜でございますが、果菜類につきましては、ほぼ終盤を迎えてございます。葉菜類、根菜類を中心に、現在出荷がなされております。7月から8月の日照不足あるいは長雨の影響で生育が不良となりまして、特に土地利用型のキャベツ、レタスにありましては小玉傾向で、それに降雨による作業スケジュールのおくれ等から出荷が減少してございます。

次のページをごらんいただきます。冬春野菜でございますが、促成アスパラガスの根株養成となっておりますが、定植後の乾燥により一時生育が停滞いたしました。その後の降雨により生育は回復してございます。日照不足の影響は少ないというような状況で、11月から根株の伏せ込み作業に向け、病害対策の徹底を指導しているところでございます。寒締めホウレンソウは、県全体で面積拡大の見込みとなっております。

果樹でございますが、リンゴは果実の肥大が平年並みからやや大きめと順調に推移してございます。

花卉でございますが、リンドウ、小菊の生育は平年並みから早めとなっております。リンドウでは花段数が少なめでございますし、小菊では草丈が短めということで、いずれも出荷量は前年を下回ったものの、旧盆あるいは彼岸の需要期に合った出荷ができたところでございます。

主要野菜、果樹、花卉の販売状況でございますが、こうした気象経過から本年の野菜出荷数量は、果菜類が前年比90%、葉菜類が前年比80%と前年を大きく下回っておりますが、全国的な野菜不足により価格が上昇いたしまして、果菜類では前年を上回る出荷金額となっております。

リンゴは、これまでのところ早生品種の出荷数量は前年比110%と前年を上回り、販売単価も前年並みであったことから出荷金額が前年を上回っております。

花卉でございますが、出荷数量につきましては、先ほども申し上げましたように、前年を下回っておりますが、いずれも需要期に合った出荷となったため、販売単価が前年を上回り、出荷金額は前年を上回っております。

台風18号の被害発生が心配されてございます。昨日、台風に関する技術情報を発したところでございます。引き続き情報収集、指導の徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況等についてでございます。最初に、発売額の計画達成状況でございますが、これは9月15日の第3回運営協議会での収支計画見直し後の数字でございます。第14回前半まで、4月4日から10月5日までの81日間の達成率につきましては97.9%、それから広域受託発売の達成率につきましては100.7%となっております。

それから、発売額、入場者数の前年度比較でございます。発売額につきましては、132億9,400万円、前年度比95.0%、入場者数につきましては競馬開催場では21万4,720人、前年度比が95.4%、総入場者数では94万3,065人で前年度比が95.0%となっているものでございます。詳細につきましては下の表をごらん願います。

以上でございます。

○新居田弘文委員長 この際、何かありませんか。

○佐々木博委員 先ほどの予算の審査で、昨日ですか、農水省から一次補正の凍結、見直しについての報告があったと。それで、1兆302億円のうち4,763億円の返納見込みのようだという説明がありました。ただし、今回の9月補正には影響がないということでありましたけれども、6月補正については、当然影響が出てくるわけですね、既にやっているものについては、多分そうだろうと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

それから、できれば凍結、見直しについて、どういった考え方に基づいて農水省で行われたのか。もし情報をつかんでいらっしゃるのであれば、それをお示しいただきたいと思えますし、できればそれについての今後の県の対応についてもお考えがあれば伺いたいと思えます。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 まず、6月補正の影響ということでございますが、県予算を経由しているものにつきましては、今回示された4,763億円、この中には入ってございません。したがって、県予算としては影響がないものというふうに考えております。

農林水産省の基本的な考え方といたしましては、きのういただいた資料によれば、まず基金造成費、これが非常に大きいわけですが、農地集積加速化事業、これが2,979億円、これが大宗を占めてございます。

そのほかの基金造成事業については地方公共団体が造成するもの、それから利子助成等の平成22年度以降の支出義務が発生しているもの、そして事業実施現場で複数年にわたる取り組みが始まっているもの、これらについては除くということでございまして、それらのものを除いた平成22年度分以降の支出分、これを返納するというところで1,000億円程度となっております。それ以外の、いわゆる基金造成以外の事業については未内示分を中心に事業実施現場での混乱が生じないものについて返納すると、これが645億円。そういうことで4,763億円を返納見込みにしているということでございます。

したがって、県直接の補正にかかわるものについては除かれてございますが、全国ベースで数字が示されておりますので、岩手県にどのような影響があるのかというのは、これは団体等の状況も把握をしながら支障がないように、対応についてはいろいろ検討してまい

りたいというふうに考えてございます。

○佐々木大和委員 先ほど降水量のグラフが出ましたけれども、ことしのマツタケもこのグラフのとおりで、とんでもなくことしはだめなようです。8月後半から9月にこれだけ落ちればそのとおりの成果が出てくるのですが、アカマツが全国的に松くい虫でやられていまして、岩手県に入ってくるとマツの緑が本当に違うのだということで、みんな感動して帰っていくのですけれども、松くい虫エリアのほうの対策は先ほど聞きましたけれども、岩手県は県の木もアカマツになっていまして、アカマツを一樹種としてもいろいろ対策が必要な部分だと思って言っているのですけれども、松くい虫の発生エリアの移動禁止の状況はどうでしょう。県南のほうも。

○阿部整備課長 松くい虫の移動禁止につきましては、森林病虫害等防除法に基づきまして、県が移動禁止の期間を定めることとなっております。したがって、それに基づきまして、本県では4月1日から3月31日までという形で被害材の移動は禁止というふうな形をとってございます。なお、業者の方々等に対しては、当然伐採届の際に、市町村等に提出することになっておりますので、その際に、いわゆる被害材は移動禁止になってますということについて周知を図っているところでございます。

○佐々木大和委員 被害材だけが移動禁止。さっき言った24万立方メートルが移動禁止ということですね。24立方メートルと言ったら面積的に言ったらどれぐらいになりますか。3,000ヘクタールぐらいにはなるのですね、ぼつぼついくだろうから。それで、そうなれば県全域のアカマツ対策というのは考えられるということでもいいわけですね。出口対策としての、アカマツの木材としての利用は松くい虫が発生しても被害木以外のものはそのエリアのものも使えるというように考えていいわけですね。

○阿部整備課長 委員御指摘のとおり、被害材については移動禁止でございますが、それ以外の健全木、それについては当然利用できるというふうになってございます。また、被害材におきましても、例えば駆除がしっかり完了したものについては、チップ化というふうなものには利用できるというふうになっておりますので、それらの利用についても進めていきたいというふうに考えています。

○佐々木大和委員 そうすれば、全域のいろいろなエリアに、岩手県は有名なアカマツもあるわけですから、そういう意味で、アカマツの需要というのは考えられるということになるわけで、松くい虫も24万立方メートルというと大変なもので、防除策も何%実行できるかは、現実的にはわからないのですけれども、アカマツを県の材として利用していこうというときに、何か所感があればここで伺いしておきたいと思います。

○西村林務担当技監 佐々木委員ただいまおっしゃったとおり、アカマツは県の木でありますし、現在全国でもアカマツの保存林が多いのがやはり岩手県。岩手県のアカマツというのは御存じのとおり、アカマツの木は真っ赤になるくらいきれいなマツでありまして、木材を利用する側から見ても、非常に材としても利用価値があるというふうに思っていますが、現在、松くい虫のそういった被害が、先ほど答弁申し上げましたとおり、紫波町以南まで来

ているわけです。

先ほど防除のところで説明が舌足らずなところもあったのですが、今回の6月補正、あるいは今回計上しております森林整備加速化事業の中でも松くい虫の対策を見ておりまして、この中で里山再生対策事業というのがありまして、その中で松くい虫の被害防止をこれで行うことになっております。これは、このメリットは何かといいますと、市町村の負担が伴わないという大きなメリットがありまして、これまで松くい虫の被害がある場合は、やはり市町村の持ち出しが4分の1というのがありましたので、これは今、財源が非常に不足しています市町村のほうでは被害防止の事業が進まない一つの原因になっております。

今回、再生事業によりまして、それを市町村の持ち出しなしでできるものですから、非常にフリーハンドで被害の防止ができる。詳しく申しますと、被害の監視帯というのが、岩手県の紫波町を最先端にして、舌のようにぐっとあるわけですけれども、この最前線の部分の被害を撲滅しよう。被害が出たら、赤いものは当然やりますし、赤いものの周辺を一定の距離をおいて、樹勢が弱っているものを全部切って、潜在している被害木も全部切ってしまうというような方法でもって、そういった一定の距離——70メートルですけれども——半径70メートル以内のマツに、そういった形でマツの被害を減じることによりまして、それを連鎖させることによって、先端地域での被害を撲滅すると。それをどんどん南のほうに押し下げていくという、そういう手法で、今回の基金を利用して松くい虫の被害を防ごうと、あるいは縮小させていこうというふうにしておりまして、今回被害が多くなったということもありますけれども、盛岡にも近いようになっていますので、とにかく薄めて伝染をどんどん南のほうに押し下げながらしていかなければならないと。これが松くい虫の被害対策の基本的な考え方で、今それをやろうと思っています。

そういった中で、県北のアカマツを利用するというところで、今、県北、沿岸の事業でアカマツをいかにして利用しようかということの一つのテーマにしていまして、アカマツの材がなぜ使われないかという一つの理由としては、通年の出荷ができないということがあります。なぜかといいますと、放っておくと青くなってカビが生えてしまって、材として商品にならなくなってしまうというのがありまして、これを通年出荷できるような、そういった商品の扱いをするということの一つの足がかりにアカマツ材の通年出荷を通じてアカマツ材を流通ルートに乗せようという、そういった仕組みを今考えております。

もう一つは販売ルートですね、そのルートをきちんと見つけようと。県外では結構アカマツがないものですから、松くい虫にやられて全国的にないものですから、引き合いはあるようですけれども、それはどうも県北の生産地までつながっていないのが現状ですから、このつながりを流通の一つの流れとして見つけたいということで、今、県北を中心に、アカマツの材を、林業の一つの商品として県外に出そうというような、そういう形で、アカマツの利用を進めていきたいというふうな設計で施策を進めているところでございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。ちょっとお話ししますけれども、議事進行について、まだ発言予定者いらっしゃれば、午後またやりますけれども、いらっしゃる方は

挙手を。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 なければ、平沼委員。

○平沼健委員 競馬でもよろしいですか。

○新居田弘文委員長 ええ、この際ですから。

○平沼健委員 先ほどの宮理事心得のお話について若干。いろんな報告はいただきましたけれども、確認したいのは、1人の方が複数年にわたってああいふ不正というか、現金のそういうことがなされたわけです。しかも複数年ということで。これ1回というのではなく複数回ということで、私がお尋ねしたいのは、こういう現金の収受あるいは管理、その辺が、これは競馬場もいろんな関連のところ結構数が多いわけですので、その辺がどういふふうこれから管理されようとしているのか。

お金は返されたというようなことが出ておりましたけれども、その方にはどのような形の処分がされたのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○宮理事心得 先ほど御説明いたしました三本木場外発売所の私的流用の件の今後の現金の管理ということでございます。実は、払い戻し準備金と申しますのは、毎日の売り上げ、毎日馬券を売って払い戻しをする、その差額の分が収益として出るわけですが、その分と払い戻し準備金を毎日数えているのです。毎日毎日、確認をしながら払い戻し準備金の額というのは、毎日同じ額が残っているという、そういうことを繰り返している。要は、払い戻し準備金と申しますのは、事前に払い戻しをするための発売額が一定程度集まるまで、払い戻しの額が多くなるケースがあるわけですので、そのために準備している。あるいは釣り銭でありますとか、両替でありますとか、あるいは自動払い戻し機の中に一定程度セットしていくというために、事前に準備しているお金が払い戻し準備金ということなわけでありまして、毎日同じ額が最終的に残って、翌日にそれが準備のために使われていくという、そういう性格のお金でございます。

ですから、我々といたしましては、毎日払い戻し準備金の残額も含め、その日の収益も含め、きちんと数えているということの中で、大丈夫だろうということで今まで来ていたわけでありまして。ところが、今回所長という立場を使いながら、払い戻し準備金のそもそもの有り高を本部のほうに一部払い戻さなければならないのだというふうな形の中で、流用が発生したというのが今回の事件の原因でございます。

そういったことから、再発防止策といたしまして、各場あるいは場外発売所のほうに、あるべき払い戻し準備金額といったものをきちっと確認できる体制、要はその場に払い戻し準備金が幾らあるかというのをきちんと明らかにした文書を出すことによって、改ざんできないような形にしたいということが1点あります。

もう一つは、今回のようにそれでも万が一ということがありますので、抜き打ちの検査をやっていくというふうなこと。

それから、払い戻し準備金を減らす場合の返納の方法というものを所長に渡すとか、そう

いうことはあり得ないということで、警備会社による現金の回収でありますとか、今、場外発売所に入れておりますC S Tという警備会社のほうが管理する機械の中に入れるのですけれども、それ以外の方法はないというふうな、そういったことの中で今回の事件の部分は防げるというふうに考えております。

もっとも一番の根底にありますのは、職員のコンプライアンスというのが一番重要なことでありますので、コンプライアンスマニュアルを策定し、研修も実施をしながらこのようなことが二度と起きないように対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、処分の件でございますが、現在どういう処分にするかについて今検討しているところでありまして、遅くない時期にそういう対応をしたいと考えています。

○平沼健委員 ちょっと私の思い違いでしょうかね、この方は前任地でも同じようなことがあったかというお話ですが、そういうことは事実なのですか。

○宮理事心得 三本木場外発売所でこのようなことがありましたので、あわせて全场外発売所についても検査をいたしました。なおかつ、本人からの聞き取りといったようなことも行った結果として、今お話がありましたように、前任地でも一部そういう流用したことがあるということが判明しておりますが、その額については戻しているということでございます。

○平沼健委員 前任地であったというのを今確認しましたけれども、そういう方が同じようなことをまたされているわけだし、ましてやお金を返したからいいのだというようなことは、絶対こんなことはあってはいけないと思うのです。だから、処分がこれからというのでしょうかけれども、これは当然、懲戒免職ですよ、こういうのは。そういう強い気持ちを持っていただきたい、私はそう思います。

○宮理事心得 処分につきましては、厳しく処分をすることで考えてございます。

○新居田弘文委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。農林水産部の皆様、御苦労さまでございました。

なお、委員の皆様にご連絡でございますが、当委員会の全国調査については、さきに通知いたしましたとおり、10月28日から30日までの日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。